

日本史B

第1問 問1

生徒のメモを踏まえて論理的に考察する問題

大輝さんのメモ

姓	<ul style="list-style-type: none"> 氏は大王やヤマト政権に仕える同族集団をもとに成立。 姓は大王から氏に与えられた称号。 律令制下では、氏は氏と姓の総称とされた。 天皇は姓を持たない。 平安時代に姓が形骸化して、氏は専ら氏を指すようになった。 平安時代以降、源・平・藤原・橘が代表的な姓となる。
苗字 (名字)	<ul style="list-style-type: none"> 家名として私称されたことに始まる。 叙位・任官などの際には、苗字ではなく姓が用いられる。 武家の苗字は、所領の地名に由来するものが多い。 明治時代には、それまでの百姓や町人にも苗字の公称が許された。

大輝：姓は、やがて氏と同じものになるけど、苗字とは違うものだったんだね。北条政子の場合、平氏の一族であり、平政子が正式な名前と考えられているみたいだね。

陽菜：ということは、北条政子は「ア」だから、「の」がつかないんだね。

大輝：そう、大正解。だけど、例外があるとすれば、豊臣秀吉かな。本来であれば、「とよとみの／ひでよし」というべきなんだけどなあ。⑩秀吉が「木下」や「羽柴」を名乗ったように、同じ人でもいろんな名前があったんだ。それに近世になると、百姓や町人たちも、苗字を持っていたようだよ。苗字帯刀の禁止というように、あくまでも公称が許されなかっただけなんだ。

陽菜：へえそうなんだ。すっかり勘違いしていた……。

大輝：明治時代になると、政府は「イ」ために、平民にも苗字を名乗らせたんだ。

陽菜：明治の民法では、女性は嫁いだ家の苗字を使うように義務付けたんだね。

大輝：そのとおり。その後、第二次世界大戦後に民法が改正され、結婚した夫婦の苗字はどちらかにそろえれば良くなったんだ。夫婦がどのような苗字を名乗るかは、現代でも大きな議論になっているね。

問1 空欄「ア」「イ」に入る文の組合せとして正しいものを、次の①～④のうちから一つ選べ。 1

- ① ア 苗字(名字) + 名(個人名)
イ 華族・士族・平民の身分を撤廃する
- ② ア 苗字(名字) + 名(個人名)
イ 近代国家の国民として把握する
- ③ ア 姓 + 名(個人名)
イ 華族・士族・平民の身分を撤廃する
- ④ ア 姓 + 名(個人名)
イ 近代国家の国民として把握する

2022年度大学入学共通テスト
「日本史B」

受験者数: 147,300人
平均点: 52.81点
標準偏差: 17.47

日本史B

第1問 問1

生徒のメモを踏まえて論理的に考察する問題

出題の特徴

第1問の問1は、姓と苗字の違いについての会話文と生徒がまとめたメモの内容を組み合わせ考察する問題で、メモから読み取れる内容を踏まえて論理的に考察する力が求められました。

会話文の趣旨、メモの情報を正確に読み取るとともに、華族・士族・平民という新たな族籍が設けられたという知識も求められる問題でした。短時間で何が問われているのかを理解し、会話文とメモの情報を処理したうえで論理的に考察する力が求められました。

指導のご提案

会話文中の空欄を補充する問題では、設問の意図を理解し、提示された資料から解答に必要な情報を集める力が必要となります。短時間で設問の解答に必要な情報を収集するには、日ごろから資料のどこに着目すればよいかを意識させる学習が求められます。多様な資料に触れ、資料から多くの情報を取り出す演習を積んでおくことが重要です。

また、本問のように、共通テストでは論理的な考察と、知識で判断する内容を組み合わせた出題がみられます。問題の構成を理解したうえで、知識で解く問題なのか、資料から読み取る問題なのかを見分けながら問題演習に取り組むことも重要です。

教材のご紹介…「2023共通テスト対策【実力完成】直前演習 日本史B」

レポートの展開に沿って資料の特性を考察する問題

問5 下線部⑥に関連して、次の資料Ⅰ～Ⅳはこの内容にかかわるものである。これらに関してBさんが資料をもとに検討し、次ページのレポートをまとめた。レポートの空欄 X Y に入る語句・文 a～d の組合せとして最も適当なものを、次ページの①～④のうちから一つ選べ。 11

資料Ⅰ 「日本書紀」

(大化)二年(注)春正月甲子の朔……
其の二に曰く、初めて京師を修め、畿内・国司・郡司・國籙・斥候・防人・
驛馬・伝馬を置き、及び騎突を造り、山河を定めよ。
(注) 大化二年：西暦646年

資料Ⅱ 銅造観音菩薩立像 (法隆寺献納)

辛亥年(注)七月十日記笠群君名左(又は大)吉臣辛丑日崩去辰時故兒在布奈
太利吉臣又伯在□吉臣二人乞願
(注) 辛亥年：西暦651年

資料Ⅲ

資料Ⅳ

木簡(著作権の都合により非掲載)

木簡(著作権の都合により非掲載)

Bさんのレポート

資料Ⅰでは7世紀中頃に地方行政単位として「郡」が用いられているのに対し、資料Ⅱでは地方豪族の肩書に「評」がみられる。7世紀における国の下の地方行政単位として「郡」と「評」のどちらが正しいかは、資料Ⅰの古典である「日本書紀」の信頼性とも関係し、長く議論が繰り返された。結局、 X 跡の発掘調査によって出土した資料Ⅲ・Ⅳなどから、701年に大宝令が制定・施行されるまでは「評」が用いられ、大宝令施行以後は「郡」が用いられたことが明らかとなった。これによって720年に完成した「日本書紀」の表記は Y 可能性が高いことがわかった。

X

a 平城宮 b 藤原宮

Y

c 編纂の素材となった資料の表記をそのまま用いている
d 編纂当時の知識によって着色されている

- ① X-a Y-c ② X-a Y-d
③ X-b Y-c ④ X-b Y-d

誌面・収録回は2022版のものです。

第1回 第2問

解答解説

重要な問題は、ステップを踏んで解説しています

共通テスト 対応力 UP!! 補出

第2問 問5 11 正解④ 文字資料と木簡

STEP1 設問文から何が問われているかを把握しよう

Bさんのレポート

資料Ⅰでは7世紀中頃に地方行政単位として「郡」が用いられているのに対し、資料Ⅱでは地方豪族の肩書に「評」がみられる。7世紀における国の下の地方行政単位として「郡」と「評」のどちらが正しいかは、資料Ⅰの古典である「日本書紀」の信頼性とも関係し、長く議論が繰り返された。結局、 X 跡の発掘調査によって出土した資料Ⅲ・Ⅳなどから、701年に大宝令が制定・施行されるまでは「評」が用いられ、大宝令施行以後は「郡」が用いられたことが明らかとなった。これによって720年に完成した「日本書紀」の表記は Y 可能性が高いことがわかった。

1 Xには、資料Ⅲ・Ⅳが掲載された木簡が入る。

2 Yには、大宝令の施行まで「評」、大宝令施行後は「郡」が用いられたという事実から推測できる内容が入る。

STEP2 前提となる知識を確認しよう

Check

藤原京は694年から710年の平城京遷都まで築えた都であり、平城京は710年から784年の長岡京遷都まで築えた都。

Check

藤原京跡から出土した木簡によって、701年の大宝令施行以前は、「郡」と記されていたことが明らかになった。

STEP3 資料を読み取ろう

資料Ⅰ 「日本書紀」

(大化)二年(注)春正月甲子の朔……
其の二に曰く、初めて京師を修め、畿内・国司・郡司・國籙・斥候・防人・
驛馬・伝馬を置き、及び騎突を造り、山河を定めよ。
(注) 大化二年：西暦646年

「日本書紀」では7世紀中頃に「郡」が使われている。

資料Ⅱ 銅造観音菩薩立像 (法隆寺献納)

辛亥年(注)七月十日記笠群君名左(又は大)吉臣辛丑日崩去辰時故兒在布奈
太利吉臣又伯在□吉臣二人乞願
(注) 辛亥年：西暦651年

同時期の別の資料には、「評」の文字が使われている。

資料Ⅲ

資料Ⅳ

木簡(著作権の都合により非掲載)

資料Ⅳは702年

STEP4 選択肢を確認しよう

X

a 平城宮 b 藤原宮

Y

c 編纂の素材となった資料の表記をそのまま用いている
d 編纂当時の知識によって着色されている

資料Ⅲ・Ⅳから、701年より前であることがわかる。ここから、701年より前の「日本書紀」は、そのままの知識によって着色されている

4つのSTEPで攻略!

STEP1

設問文から何が問われているかを把握しよう

STEP2

前提となる知識を整理しよう

STEP3

資料を読み取ろう

STEP4

選択肢を確認しよう

2023版は6月発刊予定で、4月から見本請求の受け付けを開始します。

2023
共通テスト
60分×6冊
日本史B

定価880円(税込み)